

サービス利用の流れ① 相談～利用できるサービス

介護サービスや介護予防サービス、サービス・活動事業を利用するには、まずは、松阪市の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。

サービス利用の手順

サービス利用の手順

1 | 相談する

松阪市の窓口または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

2 | 心身の状態を調べる

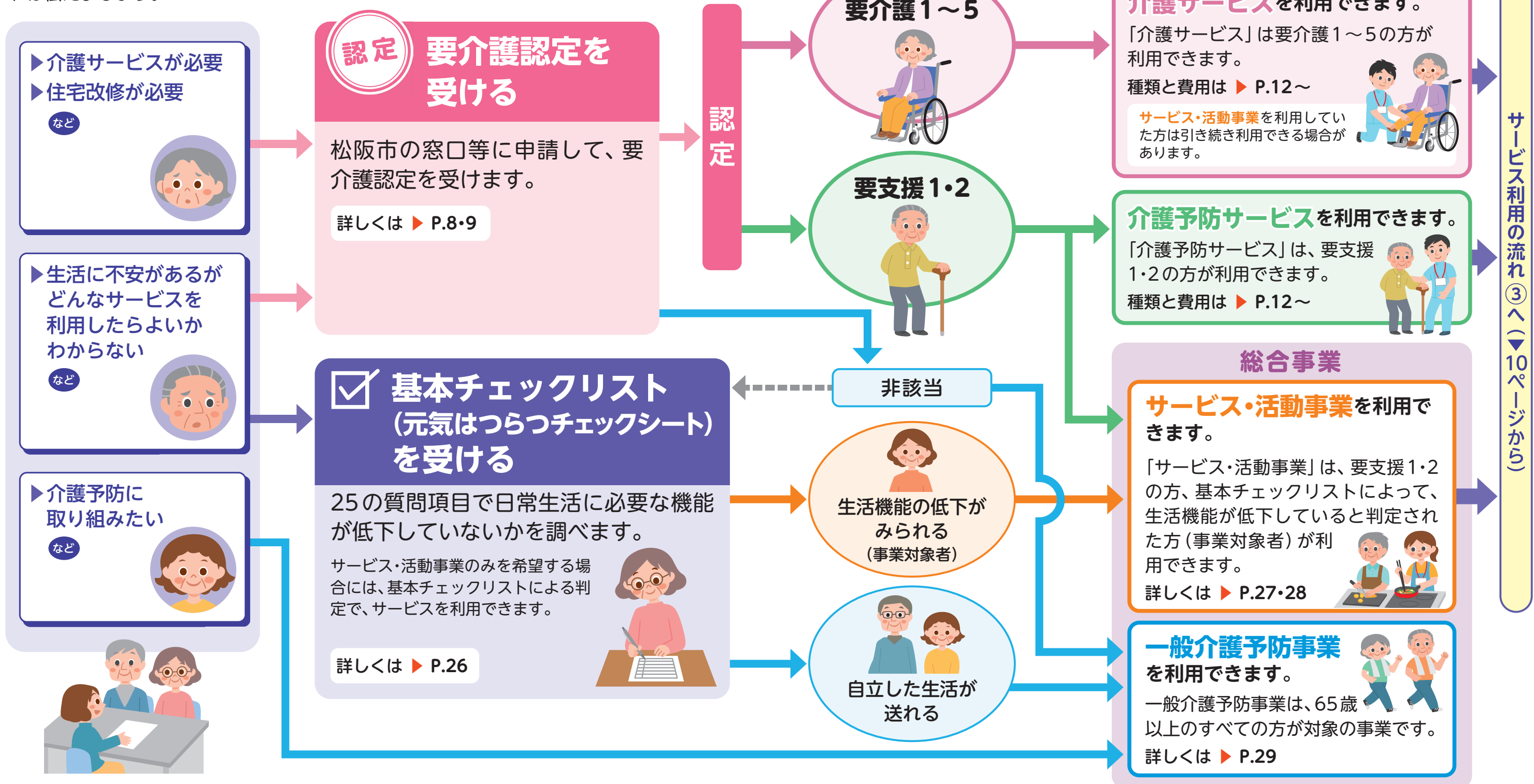
要介護認定または**基本チェックリスト**を受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

3 | 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

4 | 利用できるサービス

必要な支援の程度によって、利用できるサービスは異なります。



サービス利用の流れ② 要介護認定の手順



①申請する

申請の窓口は松阪市の介護保険課または各地域振興局です。申請は、本人のほか家族でもできます。
次のところでも申請の依頼ができます。
(更新申請も含みます)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設



申請に必要なもの

- ✓ 申請書
松阪市介護保険課・各地域振興局の窓口にございます。
- ✓ 介護保険証 (▶ P.5 参照)
- ✓ マイナンバーと
本人確認書類 (▶ P.2 参照)



申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。
かかりつけの医師がいる方は、相談しておきましょう。

※ 40～64歳の方は、「医療保険の資格情報画面 (マイナポータルからダウンロード)」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「有効な健康保険の保険証」いずれかの提示が必要な場合があります。

②要介護認定

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な程度 (要介護度) が決まります。

訪問調査

松阪市の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

主治医の意見書

松阪市の依頼により主治医が意見書を作成します。

一次判定

訪問調査の結果や主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。



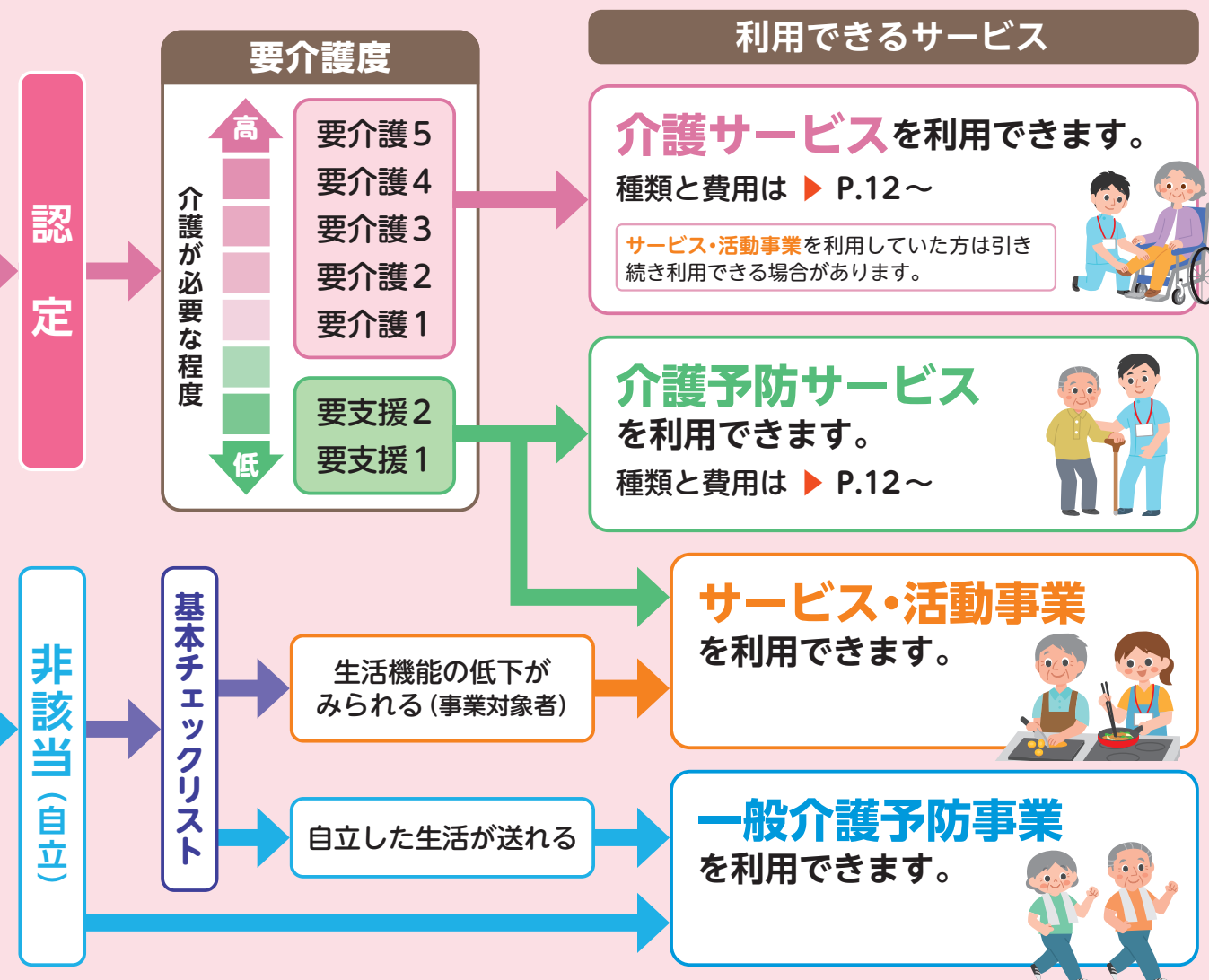
二次判定 (認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査・判定します。



③結果の通知

「要介護」と認定された方は「介護サービス」を、「要支援」と認定された方は「介護予防サービス」、「サービス・活動事業」を利用できます。



「訪問調査」とは？

【訪問調査を受けるときのポイント】

基本調査では「片足で立っていられるか」「何かにつかまらないで起き上がれるか」など、あらかじめ定められた項目にしたがって、介護認定調査員 (松阪市の職員や委託されたケアマネジャー等) が質問をします。

- 伝えたいこと (困っていること) はメモしておく
- 本人だけでなく、介護している人が同席する
- 1日を通しての様子を伝える (夜間の様子なども伝える)

基本調査

- 麻痺などの有無
- 拘縮の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- つめ切り
- 視力・聴力
- 移乗・移動
- えん下・食事摂取
- 排泄
- 清潔
- 衣服の着脱
- 外出頻度
- 意思の伝達
- 記憶・理解
- 問題行動
- 薬の内服

- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 社会生活への適応
- 過去14日間にうけた医療
- 日常生活自立度

概況調査

特記事項

調査時に聞き取った本人の状態や実際の介護の状況など詳しい内容を記載したもの

要介護と要支援の違い

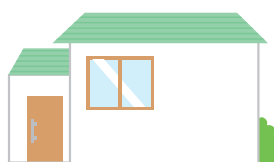
要介護認定の結果は、「自立」、「要支援1・2」、「要介護1～5」のいずれかになります。結果によって利用できるサービスなどに違いがあります。

利用できるサービスと利用手順	
要介護	● 介護サービス ● 居宅介護支援事業者でケアプランを作成 ● 入所した施設でケアプランを作成
要支援	● 介護予防サービス ● サービス・活動事業 ● 地域包括支援センターや介護予防支援事業者で介護予防ケアプランを作成
(非該当)	地域支援事業 ※ 基本チェックリストの結果、事業対象者となった方は、サービス・活動事業を受けられる。

サービス利用の流れ③ ケアプランの作成から サービス利用まで

要介護1～5の方

自宅で暮らしながら
サービスを利用したい



1 居宅介護支援事業者に連絡

- 松阪市などが発行する事業者一覧のなかから**居宅介護支援事業者**（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。



2 ケアプラン※¹の作成

ケアマネジャーが利用者の抱える課題等を聞きとり、家族やサービス事業者等と調整のうえ、ケアプランが作成されます。



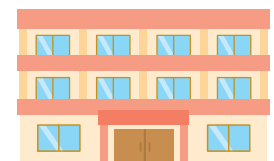
3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※²します。
- ケアプランにそって**介護サービス**（▶P.14～）を利用します。

サービス・活動事業を利用していた方は引き続き利用できる場合があります。



介護保険施設へ
入所したい



1 介護保険施設に連絡

入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



2 ケアプラン※¹の作成

入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランが作成されます。

3 サービスを利用

ケアプランにそって介護保険の**施設サービス**（▶P.22）を利用します。



要支援1・2の方

1 地域包括支援センター等に連絡

地域包括支援センターまたは介護予防支援事業者に連絡、相談をします。



2 介護予防ケアプラン※¹の作成

地域包括支援センター等の職員が、利用者の心身の状態を聞き、課題分析がされます。その後、家族やサービス事業者等を含めて検討し介護予防ケアプランが作成されます。



3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※²します。
- 介護予防ケアプランにそって**介護予防サービス**（▶P.14～）および**サービス・活動事業**（▶P.27・28）を利用します。



事業対象者

1 地域包括支援センターに連絡

地域包括支援センターに連絡します。



2 ケアプラン※¹の作成

地域包括支援センターの職員が、利用者や家族と話し合い、課題分析がされます。その後、目標や利用するサービスをふまえたケアプランが作成されます。



3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※²します。
- 介護予防ケアプランにそって**サービス・活動事業**（▶P.27・28）を利用します。



サービス事業者と契約する際の注意点

- ☐ 重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に納得した
- ☐ 利用者の病気や身体の状態をよく把握してもらっている
- ☐ 介護保険が使えるサービスと使えないサービスがわかるようになっている
- ☐ 利用料やキャンセル料、支払いについて納得した
- ☐ 契約解除の方法の説明を受けた

利用開始後も事業者を変えることができます。
疑問点は、ケアマネジャーに相談してみましょう。



通うサービスなどでは、実際に施設を見学してみましょう。



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成に、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。